

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年7月19日付松監第12号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 坂の上の雲まちづくり部 スポーツイングシティ推進課	所管課等長氏名 丹生谷 泰生
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について （7）文化振興費雑入 ・松山市北条ふるさと館喫茶室の電気使用料の算定について 松山市北条ふるさと館内にある喫茶室の電気使用料については、松山市北条ふるさと館喫茶室運営要領において、運営者がその都度実費を納入することが定められているが、施設全体の電気量と比べて、喫茶室の実費相当額に合わない電気使用料が算定されている状況が見受けられた。実費相当額が算定されていなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。	1 収入事務について （7）文化振興費雑入 ・松山市北条ふるさと館喫茶室の電気使用料の算定について 電気使用料を算定するための計算式は、旧北条市で使用していたものを合併後も継続して使用していましたが、これまで見直しが行われてこなかったため、実費相当額が算定されていませんでした。 現在は、計算式を見直し実費相当額を算定しています。 今後も運営要領に沿った適正な事務処理を徹底します。